

議案第 5 2 号

豊後大野市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協
議について

豊後大野市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決
を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
豊後大野市多機能型武道場	豊後大野市三重町赤嶺 2 6 9 1 番地 1

2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、豊後大野市の負担とする。

理 由

豊後大野市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議
したいので提出する。